

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

| | |
|-----------|--|
| 不利益処分の内容 | 自立支援医療費の支給認定の取消し |
| 根拠法令等及び条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項 |
| 根拠条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項 |
| 参考事項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第49条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第28条 |
| 設定等年月日 | 平成17年11月7日設定 令和5年4月1日最終変更 |
| 処分基準 | <p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十七条第一項（支給認定の取消し）</p> <p>第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第四十九条第一項</p> <p>（医療受給者証の返還を求める場合の手続）</p> <p>第四十九条 市町村等は、法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により支給認定障害者等に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨</p> <p>二 医療受給者証を返還する必要がある旨</p> |

三 医療受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の支給認定障害者等の医療受給者証が既に市町村等に提出されているときは、市町村等は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第28条

(支給認定の取消しの通知)

第28条 省令第49条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書(別記様式第30号)により行うものとする。